

台湾税務および投資法令アップデート

2018年9月

pwc

資誠

所得税法

外国事業者の海外からの電子役務の販売により得られる報酬について、過払い源泉徴収税額がある場合、収入を得た日より5年以内は、税務当局への還付申請が可能

外国事業者がインターネットまたはその他の電子方式で電子役務を台湾内の営利事業者へ提供して得られる報酬について、当該報酬が台湾源泉所得に属し、なおかつ当該外国事業者が台湾内に固定的営業場所および営業代理人を有さない場合、台湾内の営利事業者は、所得税法第88条および第92条により、報酬を支払う時に支払額の20%を源泉徴収し、源泉徴収票を提出する義務があります。

源泉徴収が行われた後、台湾での課税所得の計算について、外国事業者が純利益率および台湾での利益への貢献度の適用を台湾税務当局へ申請し認定された場合、あるいは租税協定に定める事業所得の免税規定を適用し源泉徴収税が過大納付となっている場合は、当該外国事業者は収入を得た日から5年以内に、源泉徴収義務者の所在地の管轄税務当局へ還付を申請することができます。

上記の還付申請について、外国事業者は「海外からの電子役務販売に係る外国事業者の過大納付源泉徴収税額還付申請書」を記入するとともに、コマースインボイスあるいは所得計算に係る証憑書類、源泉徴収票の控え等必要書類を添付し自ら申請するか、もしくは代理人に委任し申請することになります。なお、代理人に還付申請を委任する場合は、授權書も提出する必要があります。

営業税法

当期に属さない仕入税額は当期売上税額から控除不可

財政部は2018年8月29日に台財税第10704610960号通達により、「営業税法第15条第1項により、営業人の当期売上税額と仕入税額とを相殺した後の差額は当期の納付すべきまたは仮払い超過営業税額とし、当期に属さない次期の仕入税額を当期の売上税額から控除し申告することはできず、営業人が仕入税額を当期に繰り上げて控除し申告した場合、税務当局は審査時に申告を却下する」との規定を公布しました。

証券取引法

「公開発行会社の資産取得または処分に係る処理準則」第10条の但書規定に関する通達

金融監督管理委員会は2018年8月29日に金管証発字第1070331908号通達を公布し、2016年11月11日付金管証発字第1050044504号通達の内容を一部改正しました。「公開発行会社の資産取得または処分に係る処理準則」第10条には、公開発行会社が有価証券を取得または処分する際、まずは対象会社の直近期の会計士監査済みあるいはレビュー済み財務諸表を入手する必要があるほか、取引価額が会社の払込資本金額の20%またはNT\$3億以上の場合は、会計士による取引価額の合理性への意見表明が必要との規定および但書により適用除外が定められていますが、今回改正されたのは但書における適用除外の事由であり、主な改正内容は以下の通りです。

1. 直接または間接的に株式を100%保有する投資会社の現金による増資で発行される有価証券を引き受ける場合、あるいは完全子会社間の現金による増資で発行される有価証券を引き受ける場合。
2. 台湾内の公債、買戻(売戻)条件付債券の場合。
3. 公募ファンドの場合。
4. 台湾内の公開発行会社の現金による増資での株式引受、あるいは台湾内で社債(金融債券を含む)の引き受けで、かつ取得する有価証券が私募の有価証券ではない場合。
5. 投資を専業とする者が有価証券を取得または処分する場合で、有価証券の評価モデルおよびシステムをすでに設置済み、ならびに適切なモデルまたは統計方法を採用して価額を見積っている場合は、「公開発行会社の資産取得または処分に係る処理準則」第10条に定める会計士による取引価額の合理性についての意見表明が必要との規定が免除される。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
			http://www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.